

一般社団法人キャリア・ラボフクイ 会員規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会員規約（以下「本規約」とする）は、一般社団法人キャリア・ラボフクイ（以下「当法人」とする）が定款に定める会員に関する事項を定めるものです。

(目的)

第2条 当法人は、キャリア教育の普及と質の向上を通じて、若者や社会人が持続的な成長と社会参加を実現できる環境の構築に貢献することを目的とします。

(本規約の範囲)

第3条 本規約は、当法人に会員として入会した個人および企業・団体が、会員として行う一切の行為に適用されます。

第2章 会員資格

(会 員)

第4条 当法人の会員は次の3種とし、本規約第2条の目的に賛同し、本規約を承諾することを条件とします。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人、かつ（一社）キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会認定のキャリア教育コーディネーターの資格を有するもの

(2) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は企業・団体

イ 教職員会員 当法人の目的に賛同して入会した教職員

ロ 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した学生

(3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は企業・団体

(入会申込)

第5条 当法人に入会を希望する個人又は企業・団体（以下「申込者」とする）は、当法人宛に所定の入会申込書（以下「申込書」とする）を提出します。

(入会審査)

第6条 入会申込があった場合は、当法人は速やかに入会の承認の可否を決定します。また、入会審査の際申込者に対し、当法人は申込書以外の書類の提出を求めることがあります。

第7条 入会審査の結果については、申込者に書類等にて通知します。

(会費等)

第8条 各会員の年会費は次の通りとする。

(1) 正会員 5,000 円

(2) 一般会員 10,000 円

イ 教職員会員 3,000 円

ロ 学生会員 3,000 円

(3) 賛助会員

イ 個人 5,000 円 (一口)

ロ 企業・団体 10,000 円 (一口)

2 会費は、対象期間中に当法人が定める方法により支払って頂くものとします。

3 1月から3月にいただいた会費は翌年度分としてお預かりいたします。

4 当法人が会員から受領した会費は、その理由の如何に関わらず返金いたしません。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとする時には、その退会予定日の1ヶ月以上前に当法人が別途定める退会届を当法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができます。

第10条 会員は退会した場合、すべての権利を失うものとします。

(除 名)

第11条 当法人は、会員が次のいずれの事由に該当する場合、又はその恐れがあると当法人が判断した場合、当該会員を除名することができます

(1) 当法人の定款その他規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の除名の決定は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により当該会員を除名することができるものとし、除名した会員にはその旨を通知します。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員資格を喪失します。

(1) 第9条退会の規約により退会したとき

(2) 第11条除名の規約により除名されたとき

(3) 第8条の支払いの義務を履行しなかったとき

(4) 総社員が同意したとき

(5) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき

(変更の届出)

第13条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとします。

2 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負いません。

第3章 会員の権利と義務

(会員の権利)

第14条 第4条に定める会員は、次にあげる事項についての権利を有します。

(1) 当法人が主催するセミナー、講演会、研究会等に参加することができます

(2) 当法人が発行するメールマガジンを受け取ることができます

(3) 当法人が発行する会員ID、パスワードにより、ウェブサイトの会員ページへのアクセス等
ができます

(個人情報の取り扱い)

第15条 会員および申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報(以下「会

員情報」とする。)を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するもの
とします。

(1) 第6条に定める入会審査

(2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合

(3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会
員情報を取り扱わせる場合

(4) 会員情報を、あらかじめ当該会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合

2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に
掲げる事項を遵守するものとします。

(1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと

(2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩
などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること

(3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

(著作権)

第16条 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上
にて作成した著作物の著作権者は、当法人に帰属します。この著作物とは、各種研修資料、アンケー
ト資料等一切の成果物をいいます。

第4章 禁止事項および損害賠償と免責

(禁止事項)

第17条 会員は、次に定める行為をしてはならないものとします。

(1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与すること、もしくは担
保等に供すること

(2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと

(3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人の活動以外に利用す
ること

(4) その他、当法人の活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行
為、またはそのおそれのある行為

(5) 前(1)項から(4)項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会后、又は除名された後もな
お効力を有します

(損害賠償)

第18条 会員は、前第17条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与
えた場合は、その損害の全てを賠償しなければならないものとします。

(免責)

第19条 当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負わないものとします。

(1) 会員が当法人のウェブサイトを利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた
場合

(2) 当法人のウェブサイトが紹介している他のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性そ
の他、内容に関する事項

(3) 当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に

関する事項

第5章 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第20条 当法人は、社員総会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除（以下「変更等」とする。）することがあります。本規約を変更等した場合、当法人のウェブサイトに掲載するものとします。

附則

- 1 本規約は、令和 6年12月26日より施行する。
- 2 この規約の変更は令和 7年 6月28日から施行する。
- 3 この規約の変更は令和 8年 6月20日から施行する。

施行：令和 6年12月26日 施行

変更：令和 7年 6月28日 令和7年度 社員総会 承認

変更：令和 8年 6月20日 令和8年度 社員総会 承認